

## 沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
( 事業所番号 1070600448 )

当事業所はご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

### ☆居宅介護支援とは

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ご契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をおうかがいして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ◇◆目次◆◇

1. 事業者 .....	2
2. 事業所の概要 .....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	2
4. 職員の体制 .....	2
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	2
6. サービスの利用に関する留意事項.....	4
7. 苦情の受付について .....	4

## 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会  
(2) 事業者所在地 群馬県沼田市東原新町 1801 番地 72  
(3) 電話番号 0278-25-3267  
(4) 代表者氏名 会長 田村博史

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所  
(2) 事業の目的 当事業所の介護支援専門員が、介護や支援を必要とするご本人及びご家族からの相談を承り、適正な居宅介護支援を提供します。  
(3) 事業所の名称 沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
・平成17年2月13日指定 事業所番号 1070600448  
(4) 事業所の所在地 群馬県沼田市利根町大楊1085番地3  
(5) 電話番号 0278-56-4606  
携帯番号 080-1084-6658 (事業所携帯電話)  
(6) 管理者氏名 渡辺 有紀恵  
(7) 当事業所の運営方針  
①ご本人が可能な限りご家庭で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。  
②ご本人の身体状況や環境等に応じて、ご本人の自らの選択に基づき、適切で多様な保健・医療・福祉サービスが総合的、効果的に提供されるよう配慮する。  
③ご本人の意志及び人格を尊重し、提供されるサービスが特定の種類、特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。  
(8) 開設年月 平成17年2月

## 3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 群馬県沼田市  
(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日及び年始年末休みは除く）
営業時間	8：30～17：15

営業日、営業時間外の電話は、事業所携帯電話に転送。24時間、連絡が取れます。

## 4. 職員の体制

事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

管理者 1名（主任介護支援専門員）常勤兼務

介護支援専門員 3名 以上

職員の配置については指定基準を遵守します。

## 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

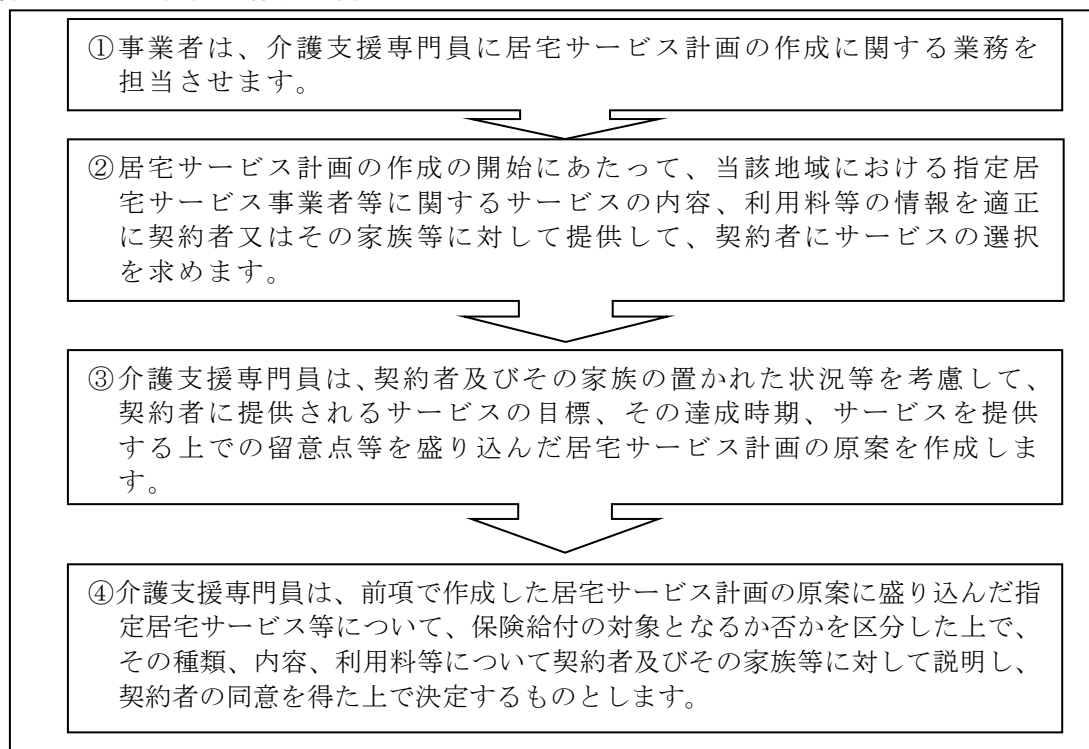
- (1) サービスの内容と利用料金

<サービスの内容>

- ①居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

#### <居宅サービス計画の作成の流れ>



#### ②居宅サービス計画作成後の便宜の提供

- ・ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

#### ③居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

#### ④入退院時における医療機関との連携

ご契約者が医療機関に入院する場合、ご契約者及び家族等が担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院する医療機関に伝達することにより、担当の介護支援専門員が入院先の医療機関との連携を行います。

#### ⑤介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

#### ⑥個人情報の利用について

サービス担当者会議・サービス調整等、ご契約者の効果的なサービス提供に資するため、必要な情報を利用させていただきます。なお、目的外の利用は致しません。

## ＜サービス利用料金＞

### ①利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるため自己負担はありません。

\*保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日**保険者**に提出し、**払戻を受けてください**。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護支援（1月につき） （介護支援専門員1人あたりの取り扱い件数 45件未満） 居宅介護支援費（Ⅰ） 居宅介護支援費（ⅱ）               <ul style="list-style-type: none"> <li>a 要介護1又は要介護2</li> <li>b 要介護3、要介護4又は要介護5</li> </ul> </li> </ul>	10,860円 14,110円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別地域加算</li> </ul>	基本報酬 +15/100
<ul style="list-style-type: none"> <li>・初回加算 新規に居宅サービス計画の作成または要介護状態区分が2区分以上変更の場合</li> </ul>	3,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業所加算（Ⅱ）</li> </ul>	4,210円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入院時情報連携加算（Ⅰ）</li> </ul>	2,500円
<ul style="list-style-type: none"> <li>入院時情報連携加算（Ⅱ） 入院するにあたり、病院等職員に対して情報提供した場合</li> </ul>	2,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院・退所加算 退院・退所にあたり、病院職員等から必要な情報を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用調整を行った場合。（入院中又は入院期間中に2回を限度）</li> </ul>	連携1回 4,500円 連携2回 6,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>退院・退所にあたり病院職員から必要な情報を受けて、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。（入院期間中3回を限度）</li> </ul>	連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院情報連携加算</li> </ul>	500円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時等居宅カンファレンス加算</li> </ul>	2,000円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ターミナルケアマネジメント加算</li> </ul>	4,000円

### ②利用料金のお支払い方法

前記①\*の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに現金でお支払い下さい。

## 6. サービスの利用に関する留意事項

### (1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

### (2) 介護支援専門員の交替

#### ① 事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ② ご契約者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の介護支援専門員の指名はできません

## 7. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所 (担当者)

[管理者] 渡辺 有紀恵

○受付時間 毎週月曜日～金曜日(土、日曜日、祝日及び年始年末は休業)  
8:30～17:15

○電話番号 0278-56-4606

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

○受付時間 毎週月曜日～金曜日(土、日曜日、祝日及び年始年末は休業)  
8:30～17:15

沼田市役所 (介護高齢課介護保険係)	所在地 群馬県沼田市下之町888番地 電話番号 0278-23-2111
-----------------------	---

群馬県国民健康保険 団体連合会	所在地 群馬県前橋市元総社町335番地8 電話番号 027-290-1363
--------------------	---

・沼田市社会福祉協議会は福祉サービス苦情解決第三者委員会を設置しています。

※沼田市外住民票在住者は各居住地の保険者

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

## 8. 事業所の計画及び指針の策定と研修の実施、訓練等

### (1) 業務継続計画の策定等

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築しています。業務継続に向けた計画の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)を実施し、定期的に委員会を開催し計画の見直しを行っています。

### (2) 感染症の予防及びまん延の防止：事業所の指針に基づき衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うために感染症の予防及びまん延防止のための研修の実施及び訓練を実施します。

### (3) 高齢者虐待防止措置

当事業者はご利用者の人権の擁護、虐待の防止の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するために委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めています。

○〔虐待防止に関する責任者〕管理者 渡辺 有紀恵

- ① 虐待を防止するために従業員に対する研修の実施
- ② 利用者及び家族からの苦情処理・解決体制の整備
- ③ 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- ④ 成年後見制度の利用支援
- ⑤ 虐待防止のための指針の整備
- ⑥ 虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び従業員への周知
- ⑦ その他虐待防止のために必要な措置

○事業所は、サービス提供中に、従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する物)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に報告するものとする。

## <重要事項説明書付属文書>

### 1. サービス提供における事業者の義務

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供するうえで知り得たご契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
- ④利用者及びその家族に対して、居宅サービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることや当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることが可能であることの説明を行います。
- ⑤当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

### 2. 損害賠償について

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

### 3. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者もしくは介護支援専門員守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要事項について説明し同意を得て交付しました。

事業者住所	群馬県沼田市東原新町1801番地72
事業者名	社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会
代表者氏名	会長 田村博史
事業所住所	群馬県沼田市利根町大楊1085番地3
事業所名	沼田市社会福祉協議会居宅介護支援事業所
管理者氏名	渡辺有紀恵
説明者氏名	印

私は、本書面により事業者から居宅介護支援の重要事項について説明を受け同意し受領しました。

利用者住所 群馬県沼田市  
氏名 印

上記代理人（代理人を選定した場合）住所  
氏名 印

利用者家族代表住所  
氏名 印